

高知市外に居住する方が、高知市の保育施設の利用を申し込む場合【広域利用】

(1) 申込ができる方

0～5歳児（利用する年度の4月1日時点の年齢）であって、

居住する市区町村が、保育の必要性を認定している児童です。

（令和7年4月1日以降の受付から要件を緩和しています。）



(2) 申込先

居住する市区町村への申込となります。

(3) 申込締切日

利用開始希望月	締切日	利用調整（選考）時期	結果の通知時期
5月～3月	保護者：利用開始希望月の2カ月前の末日までに、 お申し込みいただく必要があります。 市区町村：利用開始希望月の前月の開庁日3日目までに、 高知市に協議書が届く必要があります。	高知市児童の 利用調整（選考）後	利用開始希望月の 前月中旬頃
4月	保護者：市区町村の締切日より前に、 お申し込みいただく必要があります。 市区町村：2月中旬頃までに、高知市に協議書が届く必要があります。 ※上記内容は予定のため、正式には別途市区町村に通知します	高知市児童の 2次募集 利用調整（選考）後	3月初旬頃

※利用の可否は高知市が決定し、結果は居住する市区町村から通知します。

(4) 利用申込書類

申込書類は、居住する市区町村の保育施設利用申込書類となります。

(5) 留意点

- 利用開始日は各月の1日です。（月途中からの利用はできません）。
- 利用の可否は、利用希望施設の利用定員の状況や待機児童の発生状況等を勘案して、利用調整（選考）の時点で、高知市児童の受入に支障がないと判断できる場合に利用決定しています。
- 広域利用期間は、最大1年間（4月から3月まで）となりますが、居住する市区町村で保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、利用ができなくなります。
- 翌年度以降も高知市の保育施設を希望される場合は、所定の期限までに居住する市区町村に継続・転園等にかかる書類の提出が必要となります。
- 高知市外のお子さんについては、毎年度申込まいただき、利用調整（選考）を行います。利用調整（選考）の結果、翌年度の利用ができない場合があります。